

第 27 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 35 号

和解及び損害賠償額の決定について

令和6年9月2日に判明した、熊本県が賃借したレンタカーの破損に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年11月5日専決

熊本県知事 木 村 敬

和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
株式会社カセル	44,220円	当事者双方は、今後本件に関して、 裁判上又は裁判外において一切の異議 及び請求の申立てをしないこと。